

現指名停止業者一覧(建設工事関係)

令和 8 年 7 月23日更新

業者名	指名停止理由及び該当事項	指名停止期間
8-2 セントラルコンサルタント 株式会社	セントラルコンサルタント株式会社は、県が令和元年度に委託した耐震補強設計(大口橋、望月橋、狸森橋)において、成果物の引渡し後、当該成果物に重大な過失による瑕疵があることが判明した。なお、契約書に基づき、令和 8 年 7 月10日及び 7 月21日に損害賠償を請求した。 基準第 2 号(故意又は過失による粗雑工事及び粗雑品の納入)	令和 8 年 7 月24日から 令和 8 年 8 月23日まで 1 か月